

## 屋内清掃業務仕様書

## 1. 業務実施場所

加賀郡吉備中央町吉川7549-1  
岡山県農林水産総合センター生物科学研究所

## 2. 業務の区分、時間等

- (1) 業務の区分 日常清掃及び定期清掃  
(2) 勤務日の取り扱い

休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）とし、それ以外の日は、平日として取扱う。

## 3. 清掃対象

- (1) 清掃対象 岡山県農林水産総合センター生物科学研究所（以下「研究所」という。）の次の範囲とする。

ア. 研究所本棟（日常清掃、定期清掃）	2,974.39㎡
イ. 温室（定期清掃）	182.05㎡
ウ. 隔離温室作業室等（日常清掃、定期清掃）	117.62㎡

- (2) 建物、施設等の概要

別添 建物配置図、平面図、面積積算表のとおり。

## 4. 業務内容

- (1) 日常清掃

- ア. 週2日、平日に実施すること。（原則、月及び木曜日とし、休日等による変更は担当者と協議のうえ変更するものとする。）  
イ. 8時30分から17時までの間に実施すること。  
ウ. 委託者が管理運営上必要と認めるときは、休日の業務を命ずることができる。

- (2) 定期清掃

- ア. 年2回（ただし基準仕様書5(3)イについては1回とする）。  
イ. 原則、休日に実施すること。ただし、委託者、受託者双方協議の上、業務に支障をきたさないと認めるときは、日常清掃を行う時間帯に行うことができる。  
ウ. 8時30分から17時までの間に実施すること。

## 5. 作業方法

清掃作業は、「生物科学研究所清掃作業基準仕様書（以下「基準仕様書」という。）」により行うこととする。また、基準仕様書に記載がないことについては、委託者、受託者の双方の協議により行うものとする。

## 6. 実施状況の検査等

委託者は、その必要に応じ、業務の実施状況について検査し、不備な箇所を発見したときは、手直しを命ずることができる。

また、委託者が業務の履行検査に基づき業務の改善を要求した場合は、受託者は、人員配置を含め業務の見直しを行うものとする。

## 7. 作業責任者及び作業員

- (1) 受託者は作業責任者（「建築物の衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（以下「ビル管法施行規則」という。）第25条に規定する、建築物の清掃に関し、厚生労働大臣の定める資格を有するとともに、厚生労働大臣の指示する建築物の衛生的環境の維持管理に関する講習の課程を修了し、かつ、その修了証書が有効なものであること。）を1名選任すること。

- (2) 作業責任者は、作業全般の統括、作業員の指揮監督を行い、受託業務の円滑な実施を図るとともに、受託業務の遂行に必要な事項について、委託者との連絡、調整等を行うものとする。
- (3) 受託者は、作業責任者を選任した場合、委託者に作業主任者(責任者)選任届を提出する。
- (4) 清掃業務に従事する作業員は、「ビル管法施行規則」第25条に規定する厚生労働大臣の定める研修を修了した者をもって充てることとする。
- (5) 受託者は、作業員の名簿を提出することとする。

#### 8. 費用の負担

清掃業務実施に係る機械消耗品等の費用及び業務に付随するトイレットペーパー、水石けん、アルコール消毒液の消耗品費用については、受託者で負担するものとする。その他の委託者が必要と認める消耗品については、委託者が負担することとする。

#### 9. 一般廃棄物の収集・処理

- (1) 一般廃棄物処理については、吉備中央町の規定する基準に基づき分別し、委託者の指定する場所に集積すること。
- (2) 一般廃棄物の収集及び処理については、勤務日に1回実施すること。
- (3) 一般廃棄物の処理に係る関係機関との協議は、受託者の責任において行うこと。

#### 10. その他

- (1) 作業員の休憩については、委託者が指定する場所を使用すること。
- (2) 清掃が完了したときは、受託者は、日常清掃においては、完了後、点検票により、定期清掃については、口頭により担当者に完了報告すること。また、請求時には、業務完了報告書を作成し提出すること。
- (3) 清掃業務に使用する材料、機械、器具等については、受託者において整備する。一時的に保管が必要な場合は、担当者の指示する場所へ保管すること。

## 生物科学研究所清掃作業基準仕様書

この仕様書は、作業の概要を示すものであり、現地の状況に応じ、軽微な作業については、本書に記載のない事項であっても、生物科学研究所担当者（以下「担当者」という。）が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、受託金額の範囲内で実施するものとする。

### 1. 一般事項

この清掃作業の実施に当たっては、生物科学研究所の日常業務に支障のないように十分に配慮し行うこと。特に、以下に示す事項については、機械の故障等の原因にもなるため、留意すること。

- (1) 作業実施中は、常に、衛生を保つこと。
- (2) 火気を使用する場合については、担当者の承諾の上、使用するとともに、使用中の火気取締りを厳重に行うこと。
- (3) 精密な機械設備がある箇所については、清掃器具類を機械にあてないよう充分注意して清掃を行うこと。
- (4) 清掃作業に当たっては、ごみを飛散させないこと。
- (5) 引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は、絶対に使用しないこと。
- (6) 水の使用にあたっては、充分注意し、機械その他に飛散させないこと。

### 2. 使用材料

- (1) 作業に使用する材料は、すべて品質良好なものにより行うこと。実施にあたり、あらかじめ担当者の検査を受けた品質及びこれと同等以上のものを使用すること。
- (2) 清掃に使用する材料、機械、器具等（実験室で行う日常清掃に使用する洗浄器等を除く。）一切は、受託者の負担とし、清掃に伴う電力、水道及びガスの使用は、委託者の負担とする。

### 3. 作業実施計画表

- (1) 受託者は、実施予定日、作業内容及び作業方法等を記載した作業実施計画表を作成し、担当者の承認を受けるものとする。
- (2) 作業実施計画表に変更がある場合は、その都度、担当者の承認を受けるものとする。
- (3) 作業実施計画表は、担当者の求めに応じて提出すること。

### 4. 損害その他

- (1) 作業の実施にあたり、構内の建物、工作物及びその他に対し、損害を与えたときは、受託者の負担とする。
- (2) 作業の実施中、施設等の破損箇所を発見したときは、直ちに担当者に報告すること。

### 5. 個別実施基準

#### (1) 日常清掃

##### ア. ちり払い

ちり払いは、機械その他設備のあるところは、必ず真空掃除機を使用すること。なお、執務時間中に実施する場合は、真空掃除機によること。ちり払いをした際、近くの家具その他に堆積したごみは、同時に取り除くこと。

##### イ. 床掃除

①マットの除塵を行う。汚れの多いときは洗浄すること。

②カーペット床は、真空掃除機で清掃すること。シミ等がある場合は、シミ抜きを行うこと。

ウ. カーペット床以外の床は、ほうき及び化学処理モップを用いて床の埃を除去すること。汚れのひどい時は、水拭き及び中性洗剤での清掃を行うこと。また、必要に応じワックスがけを行うこと。

エ. 壁、天井、窓、照明器具、スクリーン、ブラインド等については、手の届く範囲でゴミを払い（原則としてクリーナーを用いる。）、必要部分は、清水で雑巾拭きをすること。

- オ. 扉、壁、エレベーターかご内部、同扉、枠及びホールパネル、その他手垢の付いた部分は、少量の石鹼温水又は、清水で拭き取ること。
- カ. 便所の汚物入れの汚物は、容器より取り出し、内部を水洗い掃除の上、所定の場所に捨てること。
- キ. 水洗便所及び洗面器具類は、洗浄剤を用い丁寧に水洗いの上、布拭き掃除すること。洗浄機能付便座は、リモコンを操作し、ノズル洗浄すること。トイレットペーパー、水石鹼、便座用アルコール消毒液等を補給すること。
- ク. 流し台、コンクリート壁は、清水で水拭きし、湯沸かし台は、磨き粉又は洗浄剤で入念に洗い雑巾拭きをすること。
- ケ. 畳床は、クリーナーで掃除の上、から拭きすること。
- コ. 研究所の入り口及びトイレ手洗い付近に手指消毒液を置き、消毒液が容器周りに飛散している場合は、布ふき掃除をすること。また、消毒液の補充を行うこと。
- サ. その他
- ①湯沸かし室の茶殻及び退庁の際廊下に出してある紙屑、勤務日に所定の場所に捨てること。また、容器は洗浄すること。
  - ②灰皿及びゴミ箱の内容物の処理並びに容器の清掃を行うこと。
  - ③金属部分及び手すりなどの手垢等の汚れを除去すること。
- シ. ごみ捨て場は、指定するごみ置き場を使用すること。
- ス. 建物に接している外溝や入口付近の落ち葉等の除去については、適宜対応すること。
- セ. トイレットペーパー、水石けん、アルコール消毒液（便座用を含む）等については、常に補充をすることとし、費用については受託者の負担とする。

## (2) 実験室の清掃

微生物工学室、準備室、無菌操作室、培養室（B棟）、遺伝子工学室、超遠心室、機器分析室、化学分析室、ドラフト室、ジーンバンク室、培養室（C棟）、分子構造分析室、光学顕微鏡室、電子顕微鏡室及び人工気象室について、次の手順により清掃を行うこと。

ア. 床清掃（各実験室につき月1回程度、原則として月曜日の午前中（12月～3月は午後））はほうき及び化学処理モップを用いて床の埃を除去する。

イ. ゴミ処理（勤務日）

ゴミ箱の内容物を処理する。

## (3) 定期清掃（該当するものに限る。）

ア. カーペット床以外の床は、最初、荒掃除をし、次にクリーナーを用いた掃除の後、床に付着している汚損物を指定剤で丁寧に除去し、中性洗剤をもって全面にポリシャーで洗浄の上汚水を拭き取り、十分な乾燥を待ってワックスを均等に湿布すること。水性ワックス使用の場合は、ポリシャーで磨き立てをすること。

イ. 窓ガラス、外部サッシュ等（建物内外の窓及び出入り口ガラス、スクリーン）

両面ともまず石鹼水又は薬液類（スチールに有害となるもの、又はサッシュに塗布したペンを溶解させる恐れのあるものは、不可）で拭き、さらに乾布で拭き磨きすること。

## 6. その他

この作業基準書に定めのないもの及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者及び受託者双方の協議の上、誠実にこれを行う。